



青葉ニューズレター

V o l . 60

2017年8月7日

はじめに

本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

免責事項

1. 本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
2. 青葉コンサルティンググループおよびその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規および関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
3. 法律法規の解釈や特定政策の実務応用およびその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

青葉コンサルティンググループ：

香港：香港湾仔港湾道 30 号新鴻基中心 3 階

TEL：(852) 2802 1092 FAX：(852) 2850 7151

北京：北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL：(86-10) 6522 8158 FAX：(86-10) 6512 7168

広州：広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL：(86-20) 3878 5798 FAX：(86-20) 3878 5337

目 次

自由貿易区外商投資企業ネガティブリスト(2017年版)公布	4
【背景】	4
【影響】	4
【主な内容】	4
【法規リンク】	5
小規模低収益企業所得税優遇政策拡大.....	6
【背景】	6
【影響】	6
【主な内容】	6
【法規リンク】	7
国家税務総局増値税発票の発行に関する問題の公告.....	8
【背景】	8
【影響】	8
【主な内容】	8
【法規リンク】	9
広告費および業務宣伝費支出の税前控除政策に関する通知.....	10
【背景】	10
【影響】	10
【主な内容】	10
【法規リンク】	11
商業健康保険個人所得税パイロット政策の全国範囲施行	12
【背景】	12
【影響】	12
【主な内容】	12
【法規リンク】	14

自由貿易区外商投資企業ネガティブリスト(2017年版)公布

【背景】

2017年6月16日、『自由貿易試験区外商投資参入許可特別管理措置（ネガティブリスト）（2017年度版）』が、政府のホームページに公布され、新しいネガティブリストが現在の11の自由貿易試験区にて2017年7月10日より適用される。

【影響】

2013年上海の自由貿易試験区にて、外商投資企業のネガティブリストが発表され、ネガティブリストが190項目から139項目に減少し、そこから段階的に、122項目、そして現在の95項目まで減少するに至り、外資の開放がさらに加速される傾向となっている。

【主な内容】

新しいネガティブリストから削除された項目として、鉄道交通設備の製造、医薬製造、道路運輸、保険業務、会計監査、その他サービス等6項目が含まれる。同時に、統合により4項目減少した。現在、15大類、40条目、95項(特別管理措置)に分けられる。

新しくネガティブリストから削減された特別管理措置は、主に製造分野とサービス分野の業種である。例えば、製造業の分野では「新築の純電動乗用車生産企業の生産した製品が自己ブランドを使用し、自主知的財産権と授権された関連の発明特許を保有する」、「軌道交通運輸設備製造は合資・合作に限定する」等の条件を取り消した。サービス業の領域では「外資銀行が、人民元業務を行うにおいて、最低開業時間の要求を満たさなければならない」等の特別措置を取り消した。文化スポーツ娯楽の分野では、演出ブローカーは制限類に属し、中国の出資者が持分を支配していなければならない（本市・省にサービスを提供する場合を除外する）から、中国の出資者が持分を支配していなければならない（自由貿易試験区の設置されている省、市に提供する場合を除外する）に変更された。

【法規リンク】

『自由貿易試験区 外資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2017年度版）』

http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-06/16/content_5202973.htm